

5. その他補助制度(平成28年6月現在)

制度名称	対象住宅・対象者等の要件	対象工事	申請時期	申請できる人	補助等内容	適用期限	同内容工事で併用できる制度	問合せ先	所管課等
23 京都市空き家活用・流通支援等補助金	活用・流通促進タイプ	①台所、浴室、洗面所又は便所の改修 ②給排水、電気又はガス設備の改修 ③壁紙又は床の仕上げ等の内装の改修 ④屋根又は外壁等の外装の改修 ⑤耐震性が向上する工事(土台又は柱等の修繕など) ⑥家財の撤去など	工事着工前かつ 賃貸借契約又は売買契約等締結前	・空き家の所有者又は ・空き家を買借又は購入し、居住又は利用する者 ・補助対象建築物を所有者から借り受け、第三者等に賃貸しようとする者(サブリースを行う者)	・補助対象となる改修工事にかかる費用の2分の1 ・上限額30万円(京町家等*の場合は、上限60万円) ・家財の撤去費 上限5万円	平成28年4月6日～ ※予算の範囲を超え日を持って受付を終了。		京都市都市計画局まち再生・創造推進室(空き家対策担当) (Tel075-222-3503) http://www.city.kyoto.jp/tokei/page/000167423.html	都市計画局まち再生・創造推進室
	特定目的活用支援タイプ	①台所、浴室、洗面所又は便所の改修 ②給排水、電気又はガス設備の改修 ③壁紙又は床の仕上げ等の内装の改修 ④屋根又は外壁等の外装の改修 ⑤耐震性が向上する工事(土台又は柱等の修繕など) ⑥家財の撤去 ⑦まちづくり活動拠点等として活用するために必要となる造作工事など	工事着工前かつ 賃貸借契約又は売買契約等締結前	・空き家の所有者又は ・空き家を買借又は購入し、利用する者 ・補助対象建築物を所有者から借り受け、第三者等に賃貸しようとする者(サブリースを行う者)	・補助対象となる改修工事にかかる費用の3分の2 ・上限額60万円(京町家等*の場合は、上限90万円) ・家財の撤去費 上限5万円	平成28年4月6日～ ※予算の範囲を超え日を持って受付を終了。		京都市都市計画局まち再生・創造推進室(空き家対策担当) (Tel075-222-3503) http://www.city.kyoto.jp/suido/page/000195308.html	上下水道局下水道部管理課
24 雨水貯留施設設置助成金制度	京都市公共下水道事業認可区域内の住宅、事業所等(展示、販売目的ものを除く。)に、80リットル以上の雨水貯留施設※を設置される方 ※雨水貯留施設：雨水をタンクに流入させ貯めるもの		施設購入前		雨水貯留施設の購入費用の4分の3 (設置工事費、送料、その他手数料等は含まない。) ※ 限度額 37,500円 (消費税及び地方消費税相当額を含む。百円未満切捨て) ※ 1つの建築物につき4基まで	申請受付期間 平成28年4月1日～平成29年3月31日 (助成金額が450万に到達次第終了)		京都市上下水道局下水道部管理課 (Tel672-7822) http://www.city.kyoto.jp/suido/page/000195308.html	上下水道局下水道部管理課
25 雨水浸透ます設置助成金制度	京都市公共下水道事業認可区域内の建築物に、本市が定めた「雨水浸透ます※設置基準」を満たし、京都市指定下水道工事業者又は開発行為によって雨水浸透ますを設置される方 ※雨水浸透ます：雨水を穴の開いたますから地中に浸透させるもの		工事着工前		新たに設置する場合 25,000円 既存の雨水ますを雨水浸透ますに置き換える場合 上限100,000円 (消費税及び地方消費税相当額を含む。百円未満切捨て) ※ 1つの建築物につき4基まで	申請受付期間 平成28年4月1日～平成29年3月31日 (助成金額が900万に到達次第終了)		京都市上下水道局下水道部管理課 (Tel672-7822) http://www.city.kyoto.jp/suido/page/000195308.html	上下水道局下水道部管理課
26 水洗便所築造工事資金貸付制度	市内在住で水洗化工事等(水洗便所築造工事又はし尿浄化槽を廃止し、下水道へと接続する工事)を行う方 ※国、地方公共団体、法人の場合は対象となりません。 ※市内に住所を有する連帯保証人が1人必要となります。	水洗便所築造工事又はし尿浄化槽を廃止し、下水道へと接続する工事	工事着工前		無利息で資金を貸付け 水洗便所築造工事 400,000円以内(償還期限40箇月以内) ※ 排水管の延長に応じて600,000円以内) し尿浄化槽を廃止し、下水道へと接続する工事 200,000円以内(償還期限20箇月以内) ※ 排水管の延長に応じて400,000円以内(北部地域特定環境保全公共下水道の区域に限る。)		上下水道局下水道部管理課	上下水道局下水道部管理課	
27 水洗便所設置費特別助成制度	市内在住で水洗化工事等(水洗便所築造工事又はし尿浄化槽を廃止し、下水道へと接続する工事)を行い、下記要件を満たす方 ・満65歳以上であること ※同居者がいる場合、当該同居者が65歳以上(配偶者については55歳以上)又は満18歳未満であることが必要 ・前年の合計所得金額が145万円以下であること。	水洗便所築造工事又はし尿浄化槽を廃止し、下水道へと接続する工事	工事着工前		水洗便所築造工事 上限 384,000円 し尿浄化槽を廃止し、下水道へと接続する工事 上限 220,500円		上下水道局下水道部管理課	上下水道局下水道部管理課	